

令和2年5月27日

保護者の皆様へ

播磨町福祉グループ統括

学童保育所利用自粛要請の解除について

平素は学童保育所の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般、新型コロナウイルス感染症に対する学童保育所における対応方針について、「特別保育期間の要請終了ならびに利用自粛要請」にご協力をお願いしたところですが、改めて6月1日以降の学童保育所の対応について下記のとおりとしますので、利用される皆様におかれましては、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 学童保育所の利用について

5月31日をもって播磨町の学童保育所の利用自粛要請を解除します。

6月1日以降は通常保育を再開しますが、以下の点についてご注意ください。

○6月1日～6月5日までの小学校分散登校実施期間

長期休暇開所時間（午前8時～午後6時まで）と同様の預かり

○6月8日以降

通常時間（正午～午後6時まで）での預かり

5月中は、児童の見守りについて、保護者が在宅しており、家庭で対応が可能な利用者は、3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けて感染拡大を防止するために、可能な限り学童保育所の利用を控えるように、引き続きご協力をお願いいたします。

問い合わせ

播磨町役場福祉グループ 社会児童福祉チーム

電話：079-435-2362